

平成27年度決算を認定

一般会計

歳入 **66億2,810万円**
(66億6,032万円)

歳出 **62億2,634万円**
(62億8,772万円)
()は26年度

主な事業

〈総務費〉	役場新庁舎実施設計業務委託料 蒸留施設解体工事	5,832万円 9,708万円	〈商工費〉	プレミアム商品券事業補助金 龍神まつり補助金	2,351万円 682万円
〈民生費〉	児童手当給付費 大林児童館整備事業建設工事	2億8,495万円 1億4,472万円	〈土木費〉	社会資本整備総合交付金事業 都市再生整備計画事業 (道路改良)	3,363万円 2億3,278万円
〈衛生費〉	新斎場建設負担金 一般廃棄物収集運搬委託 一般廃棄物処理業務委託	2億2,095万円 2,438万円 8,293万円	〈消防費〉	消火栓標識板等一式購入 標識ポール設置委託	213万円 168万円
〈農林水産業費〉	松くい虫防除駆除 クライガルテン造成建築工事	413万円 1億945万円	〈教育費〉	中学校屋内運動場非構造部材耐震化工事	2,235万円

特別会計

歳入 **40億3,538万円**
(37億2,304万円)

歳出 **36億5,771万円**
(34億6,615万円)
()は26年度

会計名	歳入	歳出	差引
御代田財産区	1,283	1,235	48
小沼地区財産管理	367	316	51
国民健康保険事業	21億3,726	18億9,98	2億4,627
介護保険事業	10億4,057	9億9,841	4,215
後期高齢者医療	1億2,770	1億2,712	58
住宅新築資金等貸付事業	684	684	0
公共下水道事業	6億6,183	6億5,664	519
農業集落排水事業	3,296	3,193	102
個別排水処理施設整備事業	1,172	1,128	43

※端数処理の切り捨てにより、実質収支額が一致しない場合があります。

企業会計

御代田小沼水道事業	収益	収入	
		収入	支出
		1億8,981	1億7,218
資本	資本	支出	
		収入	支出
		1,264	4,628

第3回 定例会

9月定例会は9月7日に招集され、15日までの9日間の会期で開催された。専決処分事項の報告2件、条例案2件、決算認定11件、予算案4件、報告1件の町側から提出された議案17件を原案どおり認定・可決した。

質疑

平成27年度決算

Q 27年度は子ども・子育て支援法が一部改正されたのに伴い、町の保育料徴収条例も改正された。制度改正で保護者負担はどのくらい軽減されたか。

A 26年度と比較すると、保育料は89万円軽減された。これには多子世帯への



やまゆり保育園

補助金、66名分376万円も含まれている。
延長保育料も、52万円軽減された。
保育料・延長保育料合わせ1千423万円が保護者の負担軽減となった。
27年度決算額は園児数が増加したので、26年度より増加している。

Q 住宅新築資金等貸付事業決算で、滞納繰越金額が1億4千782万円に対し41万円と1%以下の収入となっているが、滞納の増加なのか実情は。

A 同和对策事業として住居環境の整備を目的とし、町が住宅建設などへ資金を貸し付けてきたが、現在は返済だけの事業となっている。質問のとおり滞納が増加している。

私が町長に就任した10年前に、2年間にわたり滞納者宅を訪問するなどして、返済の促進を図ってきたが、この資金で建てたはずの住宅が無いという事例や、住宅建設ではなく他の

用途で資金を使ってしまったという事例まであった。資金借入れに際しては、連帯保証人が必要となるが借りた人同士が相互に署名し合っていて、連帯保証人としての役割、責任が果たせる状況に無いということも分かってきた。

税務課での滞納対応は、預金調査を行う権限があり差し押さえも行なうが、この事業は預金調査も差し押さえもできないので返済をお願いするしかない。

この事業は平成32年で終了する。可能な限り滞納の解決に取り組む。

平成28年度補正予算

Q 国保会計は予備費として2億3千600万円が繰り越された。

①現状と今後の見通しは
②値下げする気持ちは
③法定外繰り入れ2千万円の中止の考えは

A ①5月～9月の一般療養給付費(医療機関などへの支払い)の月平均は7千142万円であるが、9月は7千952万円になった。

見通しは、被保険者が心臓や脳血管の手術、ガンなどで入院し治療した場合高額になるので、国保会計は何とも言えない。

②③保険料を22%値上げした時、平成30年に県が国保を统一的に運営するとの話があり、それまで運営できる試算をし、法定外繰り入れ2千万円とセットで提案したので、単年度での試算ではない。

当初計画である30年の結果を見て判断したい。

条例改正

Q 遡及効果(日付けをさかのぼり対応する)が発生する条例改正案が提出されたが、どうなっているのか。また今後の対応策は。

A 国民健康保険葬祭費は、現行3万円を5万円に引き上げるものであり、3月議会では予算は可決されたが、支給根拠の条例改正を失念していた。遡及対象は3名いた。

今後の対応策は、職員の見識改革が第一と考える。自分の行なっている業務が、どういった法律・条例規則に基づいているか、認識し業務を行なうと漏れも無くなる。

研修も含め職員の意識を改めていく。

